

1 事業の概況

第 1 ブロック（千代田区、中央区、港区、新宿区）内の公園及び駅周辺等で路上生活をしている方々（以下「路上生活者」という。）の状況については、巡回相談事業及び各種調査により確認している。平成 29 年 4 月から、モデル事業として居住支援事業・見守り支援事業を開始した。居住支援事業は、一人でも多くの方が路上生活から脱却できるようにするために、衣食住の提供のためのアパートを確保し、アパートでの安定した居住生活の維持のための支援を行うものである。支援経過によっては、老人ホームに入所する方もいるなど支援は多岐に渡っている。

また、見守り支援事業は、再び路上生活に戻らないようにするために、居住支援事業において居住生活の安定が確認できた後に、地域生活移行支援に繋げ、各区関係機関と連携しながら、1 年間の見守り支援を行っている。

2 主要目標と取組

- （1）路上生活者 8 人（枠組みは、千代田区 1 人、中央区 1 人、港区 2 人、新宿区 4 人）に対し、最長 6 か月間の居住支援事業（自立支援住宅（支援付き））を行う。利用者個々の福祉ニーズを把握し、問題解決を図り、利用者に相応しい福祉サービスの効果的な提供を行う。
- （2）居住支援事業における生活状況の安定が確認できた方々に対し、地域生活移行支援としてアパート契約等以後の 1 年間の見守り支援事業を行う。
- （3）地域生活移行後に福祉事務所等の関係機関と連携を取り、生活維持を図る。
- （4）年間目標（対定員利用率）

事業（定員）	30 年度目標	29 年度実績（見込）
居住支援事業（8 人）	16 人（200%） 8 人（6 か月以内）× 2	16 人（200%） 8 人（6 か月以内）× 2
見守り支援事業（8 人）	8 人（100%） 8 人×12 ヶ月	8 人（100%） 8 人×12 ヶ月

3 管理運営

- （1）日常の援助
 - ① 巡回相談事業により路上生活者の福祉ニーズを把握し、必要な支援を提供する。さらに、医師・看護師同行による医療相談を実施する。
 - ② 支援調整会議等関係機関担当者との連携を取り、円滑な支援事業を展開する。
 - ③ 居住生活のための衣食住の提供、住民登録等各種手続についての支援を行う。
 - ④ 居住支援事業からのアパート転宅等の支援を行う。
 - ⑤ 他法施策を利用した支援を行う。
 - ⑥ 地域生活移行後の暮らしを支えるため、関係機関コーディネーターの役割を担う。
 - ⑦ 見守り支援事業として、24 時間体制のサポート（電話連絡、訪問等）を実施する。
- （2）諸行事
 - ① 利用者懇談会の開催（年 4 回）
 - ② その他支援会の開催（年 4 回）
- （3）関係機関会議

利用者支援のコーディネーターとして、必要に応じて福祉事務所を始めとする保健所・他法施設等との関係機関会議の開催
- （4）その他
 - ① 見守り支援事業における地域生活におけるトラブル対応
 - ② 利用者の健康状態等必要に応じての障害者手帳取得、生活保護申請、介護認定等に関する支援
 - ③ 地域生活定着に向けての法律相談等の支援